○○○○サークル会則

制定　令和△△年△△月△△日

（名称）

第1条　 本団体は、「○○○○サークル」と称する。

（目的）（具体的に目的を記入してください。宗教・政治活動はできません。）

第2条 　本団体は、○○○○○○○○○○○○を目的とする。

（活動）（主たる活動内容を具体的に記載してください。）

第３条 　第２条の目的を達成するために，次の活動を行う。

　　　　一 ○○に関する活動

二 ○○に関する大会等への参加

　　　　三 ○○に関する，他大学学生及び他団体との交流

四 その他，本団体の目的を達成するために必要な活動

（役員）（役員名称は例です。団体を結成するためには，責任者・副責任者は必須です。）

第５条 　本サークルには，以下の通り役員を置き、組織の健全な運営のために寄与しなければならない。ただし，必要がある場合は， その他の役員を置くことができる。

　　　 　一 責任者　　1名

　　　 　二 副責任者　1名

　　　　三 会計　　　1名

（会計）（部費を徴収する場合の例）

第６条 　部員は活動のために，部費を納めるものとする。金額は別に定める。

第７条 　会計年度は４月から翌年３月までとし，年に一度，部員に会計報告を行い，承認を得るものとする。

（入部及び退部）

第８条 　入部する者は，部長にその旨を伝え，入部届を提出する。

第９条 　退部する者は，部長にその旨を伝え，退部届を提出する。

第10条 第９条において役員である者は，必ず後任を選出し，その者に引き継ぎを行った後，退部を認める。

（会則その他の変更）

第１１条 会則その他の変更は，役員の会議を経た後，部員の承認を得るものとする。

（罰則等）

第１２条 部員が，以下の行為を行った場合は，その程度により，注意喚起し，又は退 部を促すことがある。

一 第２条の目的から外れた活動を行ったとき。

二 役員が，職務を遂行しなかったとき。

三 第６条に定める部費を納めなかったとき。（部費を徴収する場合の例）

四 サークルの活動を著しく妨害したとき。

五 学生としての本分に反する行為があったとき。

附 則

本会則は，平成 年 月 日から施行する。

附 則

本会則は，平成 年 月 日から施行する。

（この会則を決めた日を記載，途中で会則を変更した場合は必ず変更日を記載し，大学 へ新しい会則を届出てください）

会則に関する注意事項（会則に記載する必要はありません。）

※ 会則内容に疑義がある場合、学務課が指導・助言を行う場合があります。

※ 会則内容に関わらず、活動内容に関することや入部・退部に関すること等でトラブルがあった場合、学務課が事情聴取の上，指導・助言を行う場合があります。

※ 会則内容については、構成員全員に周知すること。